

令和 2 年 4 月 8 日

各指定障がい者入所施設 管理者様
各指定障がい児入所施設 管理者様
各指定障がい福祉サービス事業所 管理者様
各指定障がい児通所支援事業所 管理者様
各指定特定相談支援事業所 管理者様
各指定障がい児相談支援事業所 管理者様
各移動支援事業所 管理者様
各地域活動支援センター 施設長様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

緊急事態宣言発令に伴う障がい福祉サービス等事業所の対応について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましては、この間、適切な支援にご尽力いただきありがとうございます。

標題について、別添のとおり厚生労働省より「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和 2 年 4 月 7 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）が示され、さらに大阪府より「緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症に対する取組への協力要請について」（令和 2 年 4 月 7 日障企第 1088 号大阪府福祉部障がい福祉室長通知）が発出されましたので、周知します。

つきましては、通知内容を十分に把握していただき、適切にご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、厚生労働省や大阪府、大阪市のホームページを適宜確認していただきますようお願いいたします。

記

1 大阪府障がい福祉室長通知の概要

現時点の大阪府の方針としては、障がい福祉事業者等の使用制限を求めるものではありませんが、引き続き適切な感染予防策に努めていただきますようお願いいたします。

なお、事業所の自主的な休業や規模の縮小等も想定されますので、在宅の障がい者等の要援護者への生活支援の対応等については、十分な感染防止策に留意しつつ、代替サービスの利用調整に係る支援も含めて、必要なサービスの継続的な提供について対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

2 厚生労働省事務連絡の概要

- ① 新型インフルエンザ等特別措置法第45条に基づき、都道府県知事から社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。以下同じ）の施設管理者に対し、当該施設の使用制限や使用停止に係る要請がなされていない場合には、利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対する支援が提供されるようにすること。なお、利用者等が感染した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で、事業所での通所サービスの提供を縮小して実施することも困難なときは、休業を検討していただく必要もあるが、特に支援が必要な利用者に対する支援についても併せて検討すること。
- ② 都道府県知事から社会福祉施設の施設管理者に対し、当該施設の使用制限や使用停止に係る要請がなされた場合には、当該施設管理者においては、その要請を踏まえた対応を検討する必要があること。ただし、この場合においても、特に支援が必要な利用者に対する支援についても併せて検討すること。

3 添付資料

- 資料（1） 緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症に対する取組への協力要請について（大阪府障がい福祉室長通知）
- 資料（2） 緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について（厚生労働省事務連絡）

4 参考（新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ）

- 大阪市ホームページ
<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>
- 厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 大阪府ホームページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>
- 独立行政法人福祉医療機構ホームページ
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>
- 雇用調整助成金
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html
- 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）
（社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組に係る現時点のまとめ）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000619929.pdf>

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい福祉課 Tel：06-6208-8071 Fax：06-6202-6962

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608